

厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣に定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

1. 入院基本料について

1 病棟（2 階 3 床、3 階 37 床）

【一般病棟入院基本料（地域一般入院料 3）、地域包括ケア入院医療管理料 1】

1 日当たり入院患者 13 人に 1 人以上の看護職員が勤務しております。また、1 日当たり入院患者 25 人に 1 人以上の看護補助者（介護職員）が勤務しております。

（看護職員）

当病棟では、1 日 7 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお時間帯毎の配置は次のとおりです。

●8 時 30 分から 17 時 30 分まで、

看護職員 1 人当たり受け持ち数は 6 人以内です。

●17 時 30 分から翌朝 8 時 30 分まで、

看護職員 1 人当たり受け持ち数は 14 人以内です。

（看護補助者）

当病棟では、1 日 4 人以上の看護補助者（介護職員）が勤務しています。

2 病棟（4 階 30 床）

【療養病棟入院基本料（療養病棟入院料 1）】

1 日当たり入院患者 20 人に 1 人以上の看護職員が勤務しております。また、1 日当たり入院患者様 20 人に 1 人以上の看護補助者（介護職員）が勤務しております。

（看護職員）

当病棟では、1 日 5 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお時間帯毎の配置は次のとおりです。

●8 時 30 分から 17 時 30 分まで、

看護職員 1 人当たり受け持ち数は 10 人以内です。

●17 時 30 分から翌朝 8 時 30 分まで、

看護職員 1 人当たり受け持ち数は 14 人以内です。

（看護補助者）

当病棟では、1 日 5 人以上の看護補助者（介護職員）が勤務しています。

※1 人 1 日 8 時間勤務として計算をした、1 カ月の 1 日当たり平均配置数です。

日・祝日など、日によって実際の配置数が変わりますのでご承知ください。

2. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制及び意思決定支援について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制及び意思決定支援の基準を満たしております。

3. 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

4. 入院時食事療養費について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）/入院時生活療養（Ⅰ）の届出を四国厚生支局長へおこなっています。

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時適温で提供しております。

食事の提供時間（朝食：午前8時、昼食：12時、夕食：18時）

入院時の食事に係る標準負担額				
一般(70歳未満)	70歳以上	標準負担額（1食当たり）		居住費(※)
一般	一般	510円		370円
		指定難病患者等	300円	0円
住民税非課税世帯	住民税非課税世帯 (低所得者Ⅱ)	過去1年間の入院期間が90日以内	240円	370円
		過去1年間の入院期間が91日以上	190円	370円
	住民税非課税世帯 (低所得者Ⅰ)	110円 (療養病棟へ入院の場合140円)		370円

(※)居住費は療養病棟への入院の場合（1日毎）。

5. 保険外負担に関する事項について

当院では、健康診断、予防接種、証明書・診断書、特別室の利用等に関して利用回数(日数)に応じた実費の負担をお願いしています。内容につきましては、別掲の「保険外負担料金一覧」をご参照ください。なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切行っておりません。

1) 特別療養環境の提供

病棟	病室	室料差額（消費税込）
1病棟	特別室 316号室	7,700円
	個室 302・303・305・306・307・308・310・311号室	5,500円
2病棟	特別室 501号室	2,800円
	個室 502・510・511号室	1,800円

2) 入院期間が180日を超える場合の費用の徴収について

当院では、通算の入院期間が180日を超えた場合、厚労大臣の定めにより、入院基本料の一部について、次のとおり実費徴収をしております。

・1日につき 1,660円（消費税込）

3) 医科点数表等に規定する回数を超えて診療（別に厚生労働大臣が定めるもの）の費用について

患者様のご希望により、医科点数表等に規定する回数等を超えてお受けになりました診療につきましては、以下のとおり特別に料金を徴収（1単位毎）させていただきます。

- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)：1,100円
- ・廃用症候群リハビリテーション料(Ⅲ)：850円、
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅱ)：1,870円
- ・呼吸器リハビリテーション料金(Ⅰ)：1,930円

4) 間歇スキャン式持続血糖測定器（診療報酬上対象とならない患者さんが使用する場合）の選定療養について

間歇スキャン式持続血糖測定器を診療報酬上対象とならない患者さんが使用する場合、当院では選定療養の費用として、通常の診療費とは別に以下の金額(消費税込)をご負担いただきます。

- ・グルコースモニタリングシステム（測定器） FreeStyle リブレ2リーダー：7,500円
- ・グルコースモニタリングシステム（センサー） FreeStyle リブレ2センサー：7,500円

6. 敷地内禁煙について

当院の敷地内は禁煙となっておりますのでご協力をお願いします。

医療機関指定等

- 保険医療機関
- 労災保険二次健診等給付医療機関
- 指定小児慢性特定疾病医療機関
- 生活保護法指定医療機関

- 労災保険指定医療機関
- 難病指定医療機関
- 結核指定医療機関

研修施設認定

- 日本内分泌学会認定教育施設